

新型コロナウイルス関連情報（8月28日現在）

1 喫連邦保健省によれば、28日（金）15時現在、新たにオーストリア国内で276名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例が発生し、死亡事例の発生はなかった旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は26,529名（内死亡数：733名、治癒数：22,594名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：7,576名(+123)(内死亡210名、治癒5,710名)
- ・オーバーエーステライヒ州：4,620名(+52)(内死亡67名、治癒4,061名)
- ・チロル州：4,108名(+18)(内死亡108名、治癒3,821名)
- ・ニーダーエーステライヒ州：3,918名(+28)(内死亡108名、治癒3,525名)
- ・シュタイアーマルク州：2,447名(+40)(内死亡157名、治癒2,058名)
- ・ザルツブルク州：1,657名(+8)(内死亡39名、治癒1,423名)
- ・フォアアールベルク州：1,078名(+3)(内死亡20名、治癒990名)
- ・ケルンテン州：641名(+2)(内死亡13名、治癒581名)
- ・ブルゲンラント州：484名(+2)(内死亡11名、治癒425名)

2 28日、日本政府が「水際対策に係る新たな措置」を発表しました。

新たな措置のうち、オーストリアに関係する部分については以下のとおりです（従前の措置を当分の間延長し、再入国の要件を緩和）。

（1）オーストリアを含めた入国拒否対象地域の追加及び検疫強化措置の地域の追加・延長（日本国籍者も対象）。

詳細については以下の海外安全ホームページに掲載されています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C069.html

(2) 3月20日までに当館で発給した日本入国査証は、当分の間、その効力が停止される期間が延長されていますので、引き続き同査証を使用して日本に入国することはできません。

(3) オーストリア国籍者に対する査証免除措置については、当分の間、停止期間が延長されていますので、引き続きオーストリア国籍者についても査証の取得が必要となっています。

ただし、日本に長期滞在されていた方で、再入国許可（みなし再入国許可を含む）を受けて出国した方の再入国については、当館で「再入国関連書類提出確認書」の交付及び陰性証明書の取得により再入国が可能となりましたので、詳細については当館領事部にご照会ください。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金, 9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html